

## 2018年ラオス民法典について—ラオス国立大学において 法律を教える教師の立場から

ラオス国立大学法政治学部民事学科長

ヴィサイ・シーハーパンヤ

日本国の国際協力機構（JICA）並びに法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）とラオス人民民主共和国の司法分野間での協力プロジェクトにおいて、ラオス側に対して法律面における援助が行われてきました。1998年から現在まで、同プロジェクトはラオス側の法律家の養成を支援する役割を果たしました。

同プロジェクトの最初のフェーズでは、日本における法律の研修と視察を通じて、司法業務を発展させるための実践分野での知識経験の交流活動が行われました。これはラオスの司法分野並びに法学教育分野における人的資源を強化することが目的でした。以上が同協力プロジェクトの概要です。本稿では、ラオスの民法典が国会で承認された後に、大学での講義がどのように行われるべきかについて提言します。

この民法典は2018年12月6日第Ⅷ次国会の第Ⅵ回通常審議で承認され、2019年1月18日の国家主席令に従って公布されたものです。私は、ラオス国立大学（NUOL）法政治学部（FLP）の教授として、1998年以来このプロジェクトに参加してまいりましたので、その経験に基づき、ここに以下の見解を示します。

ラオスに対する法律分野での援助が開始されて以来<sup>1</sup>、法政治学部の学部長、副学部長、学科長並びに多くの教員が、JICAが支援する日本国並びにラオス人民民主共和国で開催される法律分野における研修プロジェクトに参加する機会を得ました。研修の講師並びに専門家は、日本から来られた多くの著名な方々で、松尾弘先生、野澤正充先生、石岡修先生、そしてその他の方々でした。前述したプロジェクトの中では、多くの重要な活動が行われました。例えば、民法教科書の著述、法律マニュアルの作成プロジェクトなどでした。そして、その中での重要な活動が、ラオスの民法典起草プロジェクトでした。

ラオスの民法典の草案作成が開始されたのは2012年で、2010年から2014年の協力期間の中に入ります。草案作成期間においても法政治学部から3名の教員が参加しており、この3名の中の1人が私で、テクニカル・ワーキンググループには他の2名がメンバーとして任命されました。民法典草案作成準備のため、民法典草案の作成前に、ラオス人民民主共和国に赴任していたJICAプロジェクトの日本人専門家がアドバイスを行い、ラオス側と共同で計画を立てました（プロジェクトの第1フェーズは2010～2014年、第2フェーズは2014～2018年）。

プロジェクトの第1フェーズでは、データ及び資料を収集し、法律分野における法律教科書を何冊も執筆する計画を立てました。例えば、2012年の民法基本問題集、2014年の契約内債務法の基礎知識に関する教科書、2014年の契約外債務に関する基礎知識

<sup>1</sup> ラオス - JICA 法の支配発展促進プロジェクト

の教科書、そして、民事訴訟法、労働法、経済紛争解決法、その他の法律部門におけるマニュアルであり、これらの書籍は民法典起草委員会にとっての基礎資料となりました。

2012年以來、ラオスの司法省がオーナーシップをとることによって、民法典草案起草のテクニカル・ワーキンググループとそのメンバーが任命されました。これは40名以上のさまざまな部署から来たラオス法律専門職です。彼らは政府職員であり、国会、司法省、商業工業省、人民検察院、人民裁判所、ラオス国立大学法政治学部から来ており、そして弁護士会からも来ていました。このテクニカル・ワーキンググループは、ICDから来た日本のエキスパート、そしてJICAプロジェクト常任の弁護士と協力することが目的でした。特に松尾先生と他の著名な先生方はアドバイザーになられ、民法典草案において技術的な助言とアドバイスをしてくださいました。ラオスの民法典草案起草のテクニカル・ワーキンググループ並びにそのメンバーは、ラオスの経済、社会、文化、投資面における発展状況に合致させるため、そして、ラオスの風俗習慣と合致させて近代的な様相を持たせるために、どのようにしてラオスの民法典を起草するか、参考にすべき法律の範囲を以下のように規定しました。まず、アジアやヨーロッパ地域ですでに施行されている民法典を一生懸命に調査しました。そして、参考にすべき法律を選択する際に、原則となる、現代において施行されている、ラオスの民法に通じる特徴を持つ法律を調査しました。最初にASEAN諸国における民法典を調査しました。例えば、ベトナムの民法典、カンボジアの民法典、そしてタイ王国の民商法典です。次に、アジア地域の法典、例えば日本の民法典、中国の民法典、そしてヨーロッパ地域のもの、例えばドイツの民法典、フランスの民法典、スイスの民法典などです。その後、フランスの民法典、ドイツの民法典、そして日本の民法典を考察対象の原則として調査しました。フランスの民法典の構成を研究したところ、フランスの民法典は一般原則と特別規定が各編あるいは章として存在します。一方、ドイツの民法典の構成では、一般の法律の規定条項（総則）を最初に規定し、次に続く編は特別規定条項です。日本の民法典では一般の法律の規定条項（総則）を最初の編と規定して、次に続く編は各トピックの特別編を規定しています。

まず、民法典の構成について、ラオスの法律専門職員が、日本の先生並びにJICAプロジェクトオフィスに駐在する専門家との間で意見交換と討論を行いました。この研究において、我々には、ラオス版の民法典を作成するのか、あるいはフランス民法典のようなもの、あるいはドイツ民法典のようなもの、あるいはミックスしたスタイルの民法典を作るのかという選択肢がありました。結果として、ラオス民法典草案の構成は、ヨーロッパ、アジア地域の民法と、現在施行されているラオスの民法関連法令がミックスされた様式となりました。

これは一般原則編から始まり、現在ラオスで施行されている民法関連法令を参照制度とすることによって、各トピックの特別編を規定することにしました。したがって、ラオス民法典は、ある特定のどこかの国の法律を全て模倣してはいません。ラオスの経済と社会状況に合致すると見られる相応しい原則を選び、これをラオス版の民法典の規定として使用しなければなりません。もし全てを模倣したとすると、実践において統一がとれま

せん。なぜなら、ヨーロッパ及びアジア地域諸国の民法典は、法律の作成において、各時代における社会・経済の発展並びに各時代における住民の自覚意識のレベルに依拠しているからです。こうした考えから、ラオスの民法典起草委員会は、すでに施行されているラオスの民法的要素をもつ多くの法律（2008年家族法、1990年所有権法、2008年契約内外債務法、2005年契約履行担保法、2008年相続法、そしてその他の法律、例えば土地法、保険法、協会に関する政令、財団並びに関係する規定に関する政令）を集めました。これらの民法関連法令を編、章、条に分けることによって民法典の構成を規定しました。

このように規定することは、法令制定法<sup>2</sup>に従うものであり、これは法律草案の作成における原則となるものです。民法典もこの法令制定法の規定に拠るものです。この民法典の草案作成において、テクニカル・ワーキンググループは、民法典の一般規定・条項（総則）を最初の編とすることに賛成しました。その他の編については、特別の原則が既存の法令にあれば、それをその編の中に規定して置きます。その構成を作る時にラオスのシニアの法律専門職員から、家族編を個人と法人編の次に配置するという考えが提案されました。なぜなら、家族編は個人に関係した内容であるからです。多くの会議参加メンバーはこれに合意しました。したがって、ラオスの民法典草案は9編となり、以下のようなものとなりました。

- 第I編 総則
- 第II編 人及び法人
- 第III編 家族
- 第IV編 物、所有権及び物に対するその他の権利
- 第V編 契約内債務
- 第VI編 契約外債務
- 第VII編 担保
- 第VIII編 相続
- 第IX編 最終条項

民法典草案の構成ができた後は、各グループ（4グループ）に委託して、各々が準備した内容を草案の中に入れてもらうことにしました。

第1グループは、第I編「総則」、第II編「人及び法人」及び第IX編「最終条項」の内容を起草しました。

<sup>2</sup> 2012年法令制定法33条は、法律の草案の構成方法を規定する。それによれば、法律の草案は一般的に編、章、条項に分類される。

法律の草案の編と章は以下のように構成される。

1. 一般的な法律の規定・条項、これは作成される法律の目的、政策並びに原則を規定する。
2. 法律の内容としては、重要であるこの問題について管理、解決あるいは促進するためにこれらを並べ出さなければならない。
3. 最終規定・条項では、法律を施行する義務がある者並びに制限を含めた効力、この法律によって無効となる法律の規定・条項を規定する。

第2グループは、第V編「契約内債務」、第VI編「契約外債務」及び第VII編「担保」の内容を起草しました。

第3グループは、第IV編「物、所有権及び物に対するその他の権利」の内容を起草しました。

第4グループは、第III編「家族」及び第VIII編「相続」の内容を起草しました。

各編の内容を起草する際には、すでに施行され、効力がある民法関連法令の内容を、各編の各条項に入れることが行われました。もっとも、現在の実務に合致しない、不備な条項があれば改訂しました。特別に作成された第I編「総則」の主な起草内容として、目的、基本原則、法律行為、代理、期限と時効があります。第II編では、新しく作った内容の規定として、人、法人、協会、財団の権利能力並びに行為能力、そしてその他の関連する内容を完備させることなどがありました。新しい条項を規定したのもあれば、既存の規定を整理したのもあり、例えば、担保については、手付金の支払い、質、そして抵当の設定があります。これらについては、元の法令の条文についてその出典を挙げなければなりません。これ以外に、地上権、債権、地役権、そしてその他について新たに起草した条文でも、起草の際に参照した条文の出典を挙げなければなりません。そして、それにより、各規定に確実な原因と理由を持たせました。各グループが担当した編の内容を起草する際には、説明の記録が行われ、例が提示され、各条文の出典が明示されました。国内法あるいは外国の法律であるか、どの条文が新たに作られ、どの条文が整理されたか、その原因と理由を記録しなければなりません。加えて、ラオス北部、中部及び南部において、情報収集あるいは確認調査を行った際に出された意見も記録されました。

一般的に言えば、ラオスの民法典草案の起草方法においては、かなり豊富なデータを有していました。そして、法令制定法のプロセスに沿って起草が実施されました。それと同時に、草案作成時においては、どのようにすればラオスの民法典が最良のシステムを持つことができるか、そして、その実際の使用においても便利に使用することができるかということを考慮しました。そのために理解しやすい明確な用語を用いました。そして、コンパクトで内容がそろった編、章及び条文に分割しました。例を挙げるプロセスに至るまで説明を書くことは、かなりの思考を要する困難なことでした。なぜなら、その条文の趣旨に合致した例を挙げることは難しいからです。すでに慣習となっている最高裁判所の判決を挙げるとしても、それは数が少なく、多くの例は事件を仮定して作ったものです。

たった6年（2012～2018）の時間を費やすだけで2018年に、ついにラオスの民法典は完成し、国民議会の承認を得ました。作成に要した期間は非常に短いと思われます。多くの国の民法典草案作成と比較すると、例えばドイツですが、1881年に草案作成を始め、1900年1月1日にそれが施行されています。カンボジア民法典、タイの民商法典も10年以上の時間がかかっています。

民法典が承認された後に、ラオス国立大学はラオス側教授、日本側並びにラオス学生など400人以上の参加により、2019年2月20日に、ラオス国立大学において民法典に関する講演を実施しました。



(右から Mr. Hiroshi MATSUO (Japan), Mr. Vixay SYHAPANYA (Lao), Mr. Nalonglith NORASING (Lao) and Mr. Satoshi MINAMIKATA (Japan))

この講演の中で、2018年ラオス民法典についてプレゼンが行われました。その中で民法典の重要性と目的が提示され、各編の構成が紹介されました。その際にはラオス国民と投資家がこの民法典から得ることになる権利と利益についても提示されました。最後に質疑応答と討議が行われました。

この講演会への参加者は、民法典作成の重要性を見出しました。これを講義に取り入れるため、法政治学部は予め計画を立てました。この民法典の承認後は速やかに、必ず民法学の講義カリキュラムを整備しなければなりません。そこで、2017年より法政治学部は自身の5教科のカリキュラム全てを改善することを始めました。つまり、民事法、刑事法、ビジネス法、政治学及び国際関係学です。この新しいカリキュラムは、2019年から使用されました。法政治学部のカリキュラム整備に関する考え方は、二つの理由に基づいて継続されました。

すなわち、

- 1) 法律専門系の教育制度を、品質の高い継続的なものに整備するという理由です。つまり、国立大学又は法律大学で法律を勉強し、法律を職業とする弁護士、検察官又は裁判官になる学生は、国立司法研修所において法律専門職研修を終了しなければなりません。そして、弁護士会入会試験、検察院又は裁判所に入るための試験があります。これは弁護士として、あるいは検察院職員として、あるいは人民裁判所職員として専門職の業務を行うためです。
- 2) 大学、法律大学を卒業し、司法研修所及び裁判所研修所又は検察院研修所で研修した学生の意見を調査したところ、国立司法研修所、検察院及び裁判所職業研修所で教えられているカリキュラムと教科書の中には、いくつかの科目において内容が重複するものがあります。例えば、裁判官業務という教科、検察官業務という教科、裁判所の判決執行という教科ですが、これらは国立大学の法政治学部又はラオス司法省の法律大学で教えられ、勉

強してきたものです。この問題を見て、ラオスの法律専門職員と日本人の法律専門家の間で、特に各教育機関からのメンバーが所属している教育研修改善グループにおいては議論を重ね、各機関における法律理論の指導と実践研修の内容と範囲の分割について、以下のように合意しました。法政治学部（コー・ノー・ロー）<sup>3</sup>においては、学生に法律の知識、理解の仕方及び社会生活において法律を施行する能力について指導します。カリキュラム全体の中では、これらが約80%を占め、残りの約20%は実習と視察です。

国立司法研修所（ソー・ニョー・ソー）<sup>4</sup>においては、理論面の学習が40%です。そして、学生が法律の解釈と問題分析の方法を理解することに重点を置きます。実践能力の実施研修が60%を占めます。

検察院研修所（ソー・コー・フォー検察）<sup>5</sup>においては、主として検察院の役割と義務について学ぶ、裁判公判における実務研修が行われます。

裁判所研修所（ソー・コー・フォー裁判所）<sup>6</sup>においては、主として実践に重点を置きます。これは法適用の実践における熟練を目標として研修するためです<sup>7</sup>。



写真上は4つの教育機関によるカリキュラム検討会議並びに法政治学部における学生、民法学系担当教授の写真

法政治学部は、共同会議の結果及び今回の意見調査の結果を、各学科のそれぞれのカリ

<sup>3</sup> コー・ノー・ローとはラオス国立大学の法政治学部という意味です。

<sup>4</sup> ソー・ニョー・ソーとは司法省国立司法研修所という意味です。

<sup>5</sup> ソー・コー・フォー検察とは検察院の研究研修所という意味です。

<sup>6</sup> ソー・コー・フォー裁判所とは裁判所の研究研修所という意味です。

<sup>7</sup> 司法分野における教育研修改善グループの活動報告書（2014～2016年）11頁参照。

キュラム整備と開発における拠り所として挙げています。特に法律学部・民法学科・学士コースのカリキュラムは、民法に関して講義するカリキュラムです。したがって、新たに教科が割り当てられ、科目の調整が行われ、内容の見直しが行われました。これは新しく制定された民法典の規定・条項に合致させるためです。民法を教える教師も、学生に教科の内容を理解させるためには、前述した法律の内容を研究し、深く理解しなければなりません。これ以外に、民法典の制定における来歴について知らなければなりません。新しく条文を作成した原因と理由について、そして、改訂された条文についても、その理由を知っておかなければなりません。

5教科のカリキュラムの改訂において、法政治学部は、各教科の1年時に、民法一般編1と2の履修を義務付けました。これは全部で6単位となります（2学期）。これ以外に、民法教科が含まれる教科においてはどれも、削除された民法関連法令の内容の代替として、民法典の内容を教えなければなりません。

民法教科のカリキュラム改訂において、民法教科を規定しました。そして、これらの教科の単位数を増やしました。その一方で、実践教科は削除しました。例えば、裁判官業務教科、検察官業務教科及び裁判所の判決執行教科はカリキュラムから除外されました。以下の教科は、内容を改定して単位数を増やした法政治学部・民法学科・学士コースのカリキュラムの一部です<sup>8</sup>。

教科コード番号	教科名	単位
135GC121	民法一般編 1 (General Civil Law 1)	3(2-2-5)
135GC122	民法一般編 2 (General Civil Law 2)	3(2-2-5)
135PR221	所有権法 (Property Law)	3(2-2-5)
135CL321	契約内債務法 (Contractual Law)	3(2-2-5)
135RL121	ローマ法 (Roman Law)	2(2-0-4)
135NC321	契約外債務法 (Non-Contractual Law)	2(2-0-4)
135IU221	保険法 (Insurance Law)	2(2-0-4)
135FL321	家族法 (Family Law)	3(2-2-5)
135IH321	相続法 (Inheritance Law)	3(2-2-5)
135ST221	契約履行担保法 (Secured Transaction Law)	3(2-2-5)
135DC321	契約起草の基礎 (Introduction to Draft Contact)	2(2-0-4)

法政治学部の教育カリキュラムが整備され、2019年からそれが開始されたにもかかわらず、我々はいまだに多くの問題並びに挑戦しなければいけない課題に直面しています。その主なものは、最初から民法典研究と草案起草に参加していた指導教師はわずか3名だけだったということです。民法典が承認された後に、さらに3名が参加しました。民法典の制定によって新たに創設された内容についての理解という問題があります。例えば、法律行為、債権、地役権、地上権、物に対する権利及びその他の改訂された法律の規定・条

<sup>8</sup> 法政治学部学士カリキュラムの科目の一部 民事法系 2019 (改訂版)

項です。これらについてはさらに研究しなければなりません。そして、深く理解するようにこれを継続しなければなりません。特に関係する条文の中の法律要件の中で、講師は以下のように分析しなければなりません。例えば、消費貸借契約の法律要件で、民法典第430条の中で規定されたように、(1) 合意、(2) 金銭を渡して借主の所有権とする、(3) 返済期限を定める、(4) 契約を書面化しなければなりません。この法律要件の研究は非常に重要です。講師という立場として、講師はこれを分析して必ずこの要件を学生に明示しなければなりません。なぜなら、ラオスではこのような講義方法はいまだに行われていないからです。もし講義においてこのテクニックを用いれば、学生がこの条文の中の重要な原則を知ることの手助けとなり、真偽を見極めることに役立つだけでなく、法の抜け穴を見つけることができると思われます。

しかし、ここに述べてきた方法はやさしい話ではありません。これは幅広い、深い意味を持ちます。そして、ラオスの民法を教える教諭にとって難しい課題です。この課題についてはいまだに多くの知識・経験がないのが現状です。

いずれにしろ法政治学部は、いまだ統一的な理解に達していない問題の解決に向けた努力を継続していかなければなりません。例えば、法律行為（ニティカム）です。講師あるいは一部の法律家、そして国立大学の職員は、いまだにこれを「法律」だと理解しています。この問題は継続して広報し、真に理解できるように説明していかなければなりません。これ以外にも、債権、地役権、地上権、物に対する権利ということも研究し、理解を深めなければなりません。法政治学部で現在使用している講義の教科書並びに民法に関するマニュアルについては、まだ在庫が少しあります。一部はラオス-JICA協力プロジェクトで作成した本を講義用の教科書として使用しています。前述した課題について、法政治学部の講師は継続して民法講義の教科書を著述し、研究しなければならないということですが、法政治学部内部の講師が著述するか、あるいは民法典起草委員会のメンバーと共著するか、これにより内容がさらに多様化されるでしょう。何れにせよ、前述した問題と難しい課題は、講義においての障害になるにもかかわらず、現在、法政治学部は、特に民事法学科は、民法という教科の授業カリキュラム改訂のイニシアチブを取っています。そして一部の民法の教科書の改訂を行いました。例えば、「民法に関する基礎知識 FUNDAMENTALS OF CIVIL LAW（2018年民法典に準拠した民法一般編版）」教授ヴィサイ・シーハーパンヤ著 2019年、「契約外債務に関する基礎知識 FUNDAMENTALS OF NON-CONTRACT LAW（2018年民法典に準拠した民法一般編版）」同人著 2019年及び「契約内債務に関する基礎知識」同人著 2020年です。これらの著書は法政治学部の講義の中で使用されています。現在、民法典で規定されているその他の編である家族法教科書、物と所有権に関する教科書、担保に関する教科書を執筆及び改訂中です。

民法典起草委員会に参加し、そして、JICAプロジェクトとICDが主催した研修活動とさまざまな学習に参加することによって、法政治学部の講師は法律理論、合理的な考え方とそれを具体化することについて能力を向上させました。学生の方も、講師の方から有益なものを受け取り、そして、ラオス民法典を知り、見て、学習し、読み、活用するこ



とに喜びを持ちました。民法典を学習し、拠り所にし、そして職業の中で活用していくことになるでしょう。なぜなら、今までは外国の民法典しか見てこなかったからです。

今後の民法理論の授業について、法政治学部は民法典起草委員会の方々を招へいし、講義、講演、教科書の共同著述をしてもらうといった計画があります。これは法政治学部の学生が実際に民法典起草委員に会うという機会づくりのためです。これ以外にも、今後、ある一定の期間、民法典が使われてから、法政治学部の教師もこれを研究する計画があります。そして、その他の活動としては、民法典を広報して、学生、住民がこれにアクセスするお手伝いをする計画もあります。これは、この民法典の中で享受しなければならない権利、義務並びに利益を彼ら自身が知るためです。

ありがとうございます。